

河川水質環境基準に係る類型指定（案）について

1. 目的及び経緯

- ・河川水質環境基準については、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられている。この類型は、水域ごとに都道府県知事が指定（県際水域は国が指定）することとされ、また、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化に応じて適宜見直すこととされている。
- ・大阪府においては、平成21年6月に類型指定の見直しを行い、見直した類型に基づく評価を平成22年度に開始してから5年が経過していることから、より一層の水質保全を図るために、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化を踏まえて、このほど見直しを行うものである。

2. 類型指定の基本的な考え方

今回の類型指定の見直しに当たっては、次の(1)、(2)に示す基本的な考え方に基づき、過去6年間の毎月の水質の状況や河川の利用形態、流域のBOD汚濁負荷量などの情報を整理して河川水域ごとに検討した。

(1) BOD等5項目に係る類型指定

- 検討する項目：河川の代表的な汚濁指標であるBODの状況に主眼を置く。
- 各水系で目指すべき類型：各水系の特性を考慮し次とおり設定する。

表1 各水系で目指すべき類型

水系		目指すべき類型
淀川水系		B類型以上を目指す
神崎川水系	神崎川の支川	B類型以上を目指す
	猪名川上流の支川	全て既にA類型に指定されている
寝屋川水系		C類型以上を目指す
大阪市内河川		B類型を目指す
大和川水系	石川とその支川	B類型以上を目指す
	西除川、東除川	C類型以上を目指す
泉州諸河川	櫻井川以北の河川	上流部及び支川はB類型以上を目指す
	男里川以南の河川	全て既にA類型に指定されている

(3) 各河川水域の類型：

- ・新規の類型指定については、流路延長5km、流域面積10km²以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討する。
- ・A類型の水域であって、AA類型の水質を十分に満たし、自然探勝の場としての利用がなされている水域については、AA類型に改定することを検討する。
- ・上記以外の水域については、近年の水質状況等を考慮し、できる限り上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

(2) 水生生物の保全に関する3項目に係る類型指定

- 冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物A」に指定する。
 - ・上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
 - ・BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。
 - ・冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
 - ・冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。
- ② ①以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

3. 類型指定（案）

基本的な考え方に基づき検討した結果、類型指定は、表2に示すとおり見直すことが適当である。
なお、③に示す安威川下流(1)及び安威川下流(2)については、現在いずれもA類型（生物B類型）に指定しており、水質や利水状況等に差がないことから、類型範囲をひとつに統合することが適当である。

表2 河川水質環境基準に係る類型指定（案）

- ①<新規指定> 1河川水域を新たに類型指定する。

水系	河川水域名	範囲	類型指定案	
			BOD等5項目	水生生物項目
神崎川水系	天竺川	全域	Bイ	生物Bイ

- ②<上位類型への改定> 8河川水域について、BOD等5項目の類型をより上位の類型に改定する。このうち、D類型からC類型へ改定する恩智川、大津川下流については、新たに水生生物類型を指定する。

水系	河川水域名	範囲	類型改定案	
			BOD等5項目	水生生物項目
淀川水系	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	AイからAAイへ改定	生物Aイ（改定なし）
神崎川水系	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	AイからAAイへ改定	生物Aイ（改定なし）
寝屋川水系	寝屋川(1)	住道大橋より上流	CイからBイへ改定	生物B口（改定なし）
	恩智川	全域	DイからCロへ改定	生物Bロ
大和川水系	石見川	全域	AイからAAイへ改定	生物Aイ（改定なし）
	天見川	全域	BイからAイへ改定	生物Bイ（改定なし）
	佐備川	全域	CイからBイへ改定	生物Bイ（改定なし）
泉州諸河川	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	DイからCイへ改定	生物Bイ

- ③<類型範囲の統合> 神崎川水系の安威川下流(1)と安威川下流(2)は、類型範囲を統合する。

	河川水域名	範囲	BOD等5項目の類型	水生生物項目の類型
現行	安威川下流(1)	茨木市取水口から戸伏まで	Aイ	生物Bイ
	安威川下流(2)	戸伏から大正川合流点まで	Aイ	生物Bイ
統合案	(仮称) 安威川下流	茨木市取水口から大正川合流点まで	Aイ（改定なし）	生物Bイ（改定なし）

この見直しを行うことにより、類型別の河川水域数は表3に示すとおりとなる。

表3 類型別の指定水域数

- ①<BOD等5項目>

類型	現行	指定・改定案
AA	0	3
A	29	26
B	27	29
C	8	8
D	13	11
E	4	4
全類型	81	81

- ②<水生生物の保全等に関する3項目>

類型	現行	指定・改定案
生物A	9	9
生物B	54	56
全類型	63	65

※生物特A、生物特Bの指定水域なし